

勝山市監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年2月10日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 丸山 忠男

記

- 1 監査対象
令和5年度 財政援助団体等監査
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について（勝山市社会福祉協議会）

監査の結果(指導事項等)	措置内容（改善等内容）
<p>【財政援助団体・福祉課】 共通事項</p> <p>令和4年度遅羽地区社会福祉協議会の決算書について</p> <p>遅羽地区社会福祉協議会の令和4年度収支決算書について、ふれあい給食事業の参加負担金5,500円を活動費から控除すると活動費が343,861円となり、事業活動補助金の額345,000円を下回ることとなる。活動費が補助金を下回っているため、差額の1,139円については返還する必要がある。</p>	<p>【財政援助団体】 各地区社会福祉協議会の会計に研修を行い、決算の際には確認するようにした。</p> <p>【福祉課】 各地区社会福祉協議会全体としては支出が補助金額を上回っているため返還は不要とした。正しい会計処理の方法について勝山市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会の会計に研修を行い、決算の際には勝山市社会福祉協議会も確認するようにしたのを確認した。</p>
<p>【財政援助団体・福祉課】 共通事項</p> <p>令和4年度荒土地区社会福祉協議会の決算書について</p> <p>荒土地区社会福祉協議会の令和4年度の収支決算書について、プリンター購入のための定期預金解約30,025円を活動費から控除すると活動費は378,735円となり、事業活動補助金の額380,000円を下回ることとなる。活動費が補助金を下回っているため、差額の1,265円については返還する必要がある。</p>	<p>【財政援助団体】 各地区社会福祉協議会の会計に研修を行い、決算の際には確認するようにした。</p> <p>【福祉課】 各地区社会福祉協議会全体としては支出が補助金額を上回っているため返還は不要とした。正しい会計処理の方法について勝山市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会の会計に研修を行い、決算の際には勝山市社会福祉協議会も確認するようにしたのを確認した。</p>
<p>【財政援助団体・福祉課】 共通事項</p> <p>地区社会福祉協議会の活動補助金の配分について</p> <p>勝山市社会福祉協議会事業活動補助金は、市内の10地区の地区社会福祉協議会に活動費補助を行う補助金であるが、その配分については平成27年度に見直しをして以来、見直しは行われていない。10地区の人口構成などから大きな変動はなく、配分額が結果として同じである点については問題ないが、現在の補助金の配分額の根拠となる資料がみあたらないため、整備するよう求めた。</p>	<p>【財政援助団体】 各地区の世帯数を基に配分額を算出するように配分額の根拠となる資料を整備した。</p> <p>【福祉課】 各地区の世帯数を基に配分額を算出するように配分額の根拠となる資料を整備したのを確認した。</p>
<p>【財政援助団体・福祉課】 共通事項</p> <p>委託事業での備品購入について</p> <p>受託事業で備品を購入した場合は、その事業にのみ使用し、相当期間、管理する必要がある。今回の監査では確認されなかったが、社協は多くの事業を市から受託しており、その経費で備品を購入する必要がある場合には、市の承認をえるよう求めた。</p>	<p>【財政援助団体】 受託事業で備品を購入する際は市の承認をえるようにした。</p> <p>【福祉課】 受託事業で備品を購入する際は市の承認をえるよう依頼した。</p>
<p>【財政援助団体・福祉課】 共通事項</p> <p>個人情報の保護について</p> <p>社会福祉協議会は多くの個人情報を扱っているので、鍵のかかるロッカー等に保管し、適正な管理に努めるよう求めた。</p>	<p>【財政援助団体】 鍵のかかるロッカーに保管場所を変更した。</p> <p>【福祉課】 鍵のかかるロッカーに保管場所を変更したのを確認した。</p>

(別紙)

監査の結果に基づく措置について (勝山市社会福祉協議会)

監査の結果(指導事項等)	措置内容 (改善等内容)
<p>【福祉課】 最終確定の収支決算書の確認について</p> <p>勝山市社会福祉協議会事業活動補助金について、該当する年度の各地区の収支決算書については、それぞれの総会后でなければ確定しないため、検査確定時点では見込みとしての収支決算書の入手しかできない。事後的に確定した収支決算書を入手した際には、勝山市社会福祉協議会から勝山市に何らかの報告があるべきであり、所管課は最終確定収支決算書が入手されたことを記録として残しておくよう求めた。</p>	<p>令和6年度より見込で提出された収支決算書については、各地区の総会后に勝山市社会福祉協議会が福祉課に提出し、入手日を記録して保管することとした。</p>
<p>【福祉課】 地区社会福祉協議会のコーディネーターの報酬について</p> <p>地区社会福祉協議会は生活支援体制整備事業や地区サロン事業、地区社協活動事業など多くの事業を行っているが、そのコーディネーターの報酬は5~6万円に据え置かれたままである。業務の大変さ、社会情勢も考慮し報酬の引き上げを検討するよう求めた。</p>	<p>令和6年度よりコーディネーター報酬を5,000円増額した。</p>
<p>【財政援助団体】 令和3年度遅羽地区社会福祉協議会の決算書について</p> <p>遅羽地区社会福祉協議会の令和3年度収支決算書について、別会計(備品購入用)からの戻入15千円について、収入として計上されている一方で別会計への積立金20千円が支出として計上されていた。なお、別会計への支出について補助対象としている。別会計への支出について補助対象としているのであれば、戻入は支出のマイナスとして計上すべきである。</p>	<p>正しい会計処理の方法について勝山市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会の会計に研修を行い、決算の際には勝山市社会福祉協議会も確認するようにした。</p>